

財産開示の申立てに必要な書類等一覧

申立ての別	民事執行法197条1項1号に基づく申立ての場合	民事執行法197条1項2号に基づく申立ての場合
申立ての要件	<p>強制執行又は担保権の実行における配当等(※)の手続(財産開示の申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。)において、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を受けることができなかったこと。</p> <p>※「配当等」とは配当及び弁済金交付の手続を指します。したがって、執行手続が配当や弁済金交付の手続に至らずに終了した場合には、民執法197条1項1号に基づく申立てはできません。この場合は民執法197条1項2号に基づく申立てとなります。</p>	<p>知っている財産に対する強制執行を実施しても、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があった場合で、左記の民執法197条1項1号の要件以外の場合。</p>
<p>申立てに必要な書類</p> <p>*これらはいずれも最低限必要な書類で、事案によっては、さらに追加の書面が必要な場合があります。</p>	申立て別	<p>配当表写し 又は 弁済金交付計算書写し</p> <p>財産調査結果報告書及び疎明資料</p>
	共通のもの	<p>申立手数料(収入印紙) 2,000円</p>
		<p>(1)本庁、葛城支部 予納金 7,000円 ※申立書提出後に、予納金を納付するために必要な書面(保管金提出書)を送付(交付)します。事件終了後に残額が生じた場合は、還付手続を行います。 ※予納金の電子納付利用の登録がある方は、申立書提出時に「登録コード」をお知らせください。</p> <p>(2)五條支部 郵便切手 7,220円 【内訳】 500・100・84・20・10・5・2・1円を各10枚</p>
		<p>財産開示申立書</p> <p>※財産開示の申立ては、債務者ごとに申立書を作成していただくようお願いします。 ひとつの申立てで複数の債務者に対し財産開示の申立てを行いますと手続が複雑になるだけでなく、後の手続で不都合が生じる場合があるからです。</p>
		<p>1 執行力ある債務名義の正本 写し1部 2 上記1の送達証明書 写し1部</p> <p>債務名義に更正決定等がある場合には、更正決定正本及び同決定書の送達証明書等も必要になります。また、債務名義正本に承継執行文が付されているような場合には債務名義正本の送達証明書に加え承継を証する書面の謄本及び承継執行文謄本の送達証明書も必要となります。</p>
		<p>資格証明書等</p> <p>【当事者】 債務者：申立ての1か月以内に取得した、法人の商業登記簿謄本(登記事項証明書または代表者事項証明書)または自然人の住民票写し 債権者(法人の場合)：申立ての3か月以内に取得したもの</p> <p>【債務名義の当事者の表示(住所・氏名又は名称)と現在の住所・氏名又は名称と異なっているとき】 申立ての1か月以内に取得した氏名・住所のつながりの記載がある住民票または戸籍謄本等。法人の場合には、つながりの記載がある全部事項証明書や閉鎖事項証明書等が必要です。</p>
		<p>当事者目録及び請求債権目録(各1部ずつ)</p>
<p>債務名義等還付申請書(同受領書)(あらかじめ、申立時に提出してください。財産開示実施決定が確定した後、返還することができます。書式等は別紙を参照してください。)</p>		